

入札公告（説明書）

平成 26 年 2 月 5 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 小島 治雄

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|-----------------|--|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社長 小島 治雄 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12-30 (TEL) 011-896-5777 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型【施工体制確認型併用】） |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. 単価表等の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 単価協議 | 有 ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11. 入札保証 | 不要 |
| 1-12. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-13. 契約書の作成 | 必要 ... 入札者に対する指示書[30]を参照のこと なお、作成方法については、落札者と協議する |

1-14. 契約図書

- (1)本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

| | |
|---------------|---|
| 入札公告(説明書) | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札】版を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【平成 25 年 7 月 土木工事共通仕様書】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 技術資料作成説明書の様式 1 のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| 単価表等 | 上記 の金抜設計書により作成する |

- (2)競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（C D - R 配布等）により交付するので、上記契約担当部署にその旨申し出ること。
- (5)契約図書の交付期間 平成 26 年 2 月 5 日(水)から平成 26 年 3 月 6 日(木)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道札幌市手稲区西宮の沢
至) 北海道札幌市東区東苗穂
- (2) 工事内容 本工事は、札幌自動車道（札幌西 IC～雁来 IC 間）の高架部における遮音壁の老朽化対策として、金属製遮音板及び透光性遮音板の取替を行うものである。
- (3) 工事概算数量 金属製遮音板取替 約 6,000m
透光性遮音板取替 約 3,000m
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 660 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1)審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2)開札時において、工事種別「遮音壁工事」（等級 A）にかかる『平成 25・26 年度工事競争参加資格』を有する者であること。
- (3)審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5)審査基準日において、平成 10 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

a) 道路における遮音壁新設または遮音壁取替 (補修) の施工延長 1,000m 以上を実施した工事

b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制は可、通行止め規制及び路肩規制は不可)

また、記載した工事が平成 13 年度以降に完成・引渡し完了した工事の場合は、次のイ) またはロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国または地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、平成 23・24 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに (2 年連続して) 65 点未満となる者でないこと。

(7) 審査基準日において、次に示す基準を満たす主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。

主任技術者または監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種 (土木工事業) に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 10 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。

当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合 (出資比率) が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

施工経験における従事役職は問わないが、工期の 5 割以上の期間に従事していた場合に限り施工経験として認める。なお、複数の役職 (担当技術者も含む) で従事していた場合は、役職ごとの従事期間の合計が工期の 5 割以上であれば施工経験として認める。

また、施工経験者として配置予定の現場代理人を記載する場合は、その者は上記 に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

同種工事：下記を必要とする。

道路における遮音壁新設または遮音壁取替 (補修) を実施した工事

ただし、記載した工事が平成 13 年度以降に完成・引渡し完了した工事の場合は、上記(5)のイ) またはロ) に該当する工事は施工経験として認めない。

専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、記 3-2 に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係 (以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。) にあると認めるものとする。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)

2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号)

3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に關与した者でないこと、又は現に に示す施工（調査等）管理業務請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。

- 1) 当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本件工事に係る 施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人

《保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 25 年度）土木施工管理業務（株ネクスコ・エンジニアリング北海道）》

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

- イ) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

本工事は、技術資料の作成・提出を二枚の様式に集約した「技術資料様式集約化」の対象工事である。

技術資料の作成については、下記及び別添の「技術資料作成説明書」によるものとする。

(1)入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

| 提出書類 | 記載事項 | 記載上の留意点 |
|---------------------------------|--|--|
| 競争参加資格確認申請書(様式1) | | |
| 競争参加資格 確認資料 (様式2) | 1) 企業の同種工事 実績 記 3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること。 | ・同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。 |
| | 2) 配置予定技術者の 同種工事の工事 経験 記 3-1.(7) に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者の工事経験を記載すること。 | ・配置予定技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。 |
| | 2) 主任(監理)技術 者の資格 記 3-1.(7) に示す「資格」の要件を満たす配置予定の主任技術者または監理技術者について記載すること。 | ・主任技術者または監理技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。 |
| | 2) 主任(監理)技術 者の専任 主任技術者または監理技術者の配置予定者として記入した技術者の他工事への従事状況を記載すること。 | |
| 技術評価資料 (様式3) | 1)企業の同種工事の 工事成績 様式2の1) で記入した工事について、その成績評定点を記載すること。 | |
| | 2)同一工事種別にお ける表彰実績 平成17年10月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること。 | |
| | 3)品質管理、環境、労 働安全マネジメント システム等の本件 工事への適用 ISO9001、ISO14001、COHSMS又はOHSASの本件工事への適用の有無を記載すること。 | |
| | 4)配置予定技術者の 同種工事の工事成 績 様式2の2) で記入した配置予定技術者の工事経験の成績評定点を記載すること。 | ・工事経験者として記載したすべての配置予定技術者について記載すること。 |
| | 5)地域精通度・当社 への貢献度等 平成17年10月1日以降のNEXCO東日本における災害時の協力実績を記載すること。 | |
| 施工計画立案能力(様式4) | 本件工事に係る下記の施工計画等を記載すること。 [求める施工計画] ・高速道路及び一般道の夜間交通規制における安全対策について留意すべき事項 | |
| 暴力団排除に関する誓約書 (入札者に対する指示書様式3) | | ・記載にあたっては入札者に対する指示書を参照のこと |

(2)配置予定技術者が記 3-1.(7) 1)から 3)に示す、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合

営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3-3.(1) に示す申請期限の日までの期間が3年以内であること。

1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面

2) 出向元企業の建設業の廃業届

3) 当該建設業の許可の取消通知書または当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もしくは公報

4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡または会社分割についての関係を示す書面

持株会社の子会社が置く技術者の場合

1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面

2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号）附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面
親会社及びその連結子会社との出向社員に係る技術者の場合

1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面

2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面

3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記 3-3 . (1) に示す申請期限の日までの期間が 1 年以内であること

(3)入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1)入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成 26 年 2 月 5 日(水)から平成 26 年 3 月 6 日(木)午後 4 時 00 分まで

申請場所 記 1-3「契約担当部署」

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。なお、媒体は CD - R 及び出力した書面とする。

申請書類 記 3-2 により作成した「申請書」

(2)入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1)契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 26 年 3 月 19 日(水)

(2)上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工実実績評価型【施工体制確認型併用】）とは、記 3-3 において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 6-3 に示す。

4-2. 技術評価及び施工体制評価の評価項目等

(1) 契約責任者は、記3-4において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準で技術評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

| 評価指標 | 技術評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------------------------------|--|---|----------|
| 施工の 確 実 性 | 求める施工計画 ・高速道路及び一般道の夜間交通規制における安全対策について留意すべき事項 (記載項目) ・着眼点 ・施工方法 ・施工体制 ・履行確認方法 (様式4) | 実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であり、かつその内容が具体的に(左記記載項目がすべて)記載されているもの | 5点 |
| | | 実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、一部具体性に欠ける(左記記載項目が一つ欠けている)もの | 3点 |
| | | 実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、具体性に欠ける(左記記載項目が二つ以上欠けている)もの | 0点 |
| | | 以下の場合には競争参加資格が無いものとする ⅰ)未提出(空白)である場合 ⅱ)記載された内容が法令違反に関する記載である場合 ⅲ)設計図書及び要領等の基準値と合わない場合 ⅳ)記載された内容が求める施工計画と違う場合 | 競争参加資格無し |
| 1)企業の同種工事の工事成績 | 本件工事で企業に求める同種工実績の工事成績評定点に応じた評価 (様式3) | 同種工実績が平成17年10月1日以降に引渡し完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。 計算式 = $2 \times ((\text{競争参加者の成績評定点} - 1 - 65) \div (90 - 65)) \times 2 \times 3$ 1 成績評定点が90点以上の場合は90とする 2 は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ・他機関の実績の場合:0.8 3 は以下のとおりとする ・同種工事の実績の引渡しが平成22年4月1日以降:1.0 ・同種工事の実績の引渡しが平成17年10月1日以降:0.8 | 2~0点 |
| | | 以下の場合には加点しない ⅰ)平成17年9月30日以前に引渡し完了した工事である場合 ⅱ)工事成績評定点の添付がない場合 | 0点 |
| 2)同一工事種別における表彰実績 | 企業に関して、平成17年10月1日以降におけるNEXCO東日本からの表彰実績に応じた評価 (様式3) | 平成22年4月1日以降にNEXCO東日本の社長表彰、北海道支社長表彰の実績を有する | 2点 |
| | | 平成22年4月1日以降にNEXCO東日本の北海道支社管内の事務所長表彰、北海道支社以外の支社長表彰または支社安全協議会表彰の実績を有する | 1点 |
| | | 平成17年10月1日以降にNEXCO東日本の社長表彰、北海道支社長表彰または北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績を有する | 0.5点 |
| | | 平成17年10月1日以降にNEXCO東日本北海道支社管内の事務所長表彰、北海道支社以外の支社長表彰または支社安全協議会表彰の実績を有する | 0.5点 |
| | | 以下の場合には加点しない ⅰ)表彰実績がない場合 ⅱ)平成17年9月30日以前の表彰実績である場合 ⅲ)表彰状の写しの添付がない場合 | 0点 |
| 3)品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用 | 企業の品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)、建設業労働安全マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)の本件工事への適用に応じた評価 (様式3) | ISO9001、ISO14001、COHSMS又はOHSASのうち2つ以上を本件工事で適用する場合 | 2点 |
| | | ISO9001、ISO14001、COHSMS又はOHSASのうち1つを本件工事で適用する場合 | 1点 |
| | | ISO9001、ISO14001、COHSMS又はOHSASのいずれも本件工事で適用しない場合 | 0点 |

| | | | | |
|--------|---------------------|--|--|------|
| | 4)配置予定技術者の同種工事の工事成績 | 本件工事で配置予定技術者に求める同種工事の経験の工事成績評定点に応じた評価 (様式3) | 同種工事経験が平成17年10月1日以降に引渡しが完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。 計算式 = $8 \times ((\text{競争参加者の成績評定点} - 1 - 65) \div (90 - 65)) \times 2 \times 3 \times 4$ 1 成績評定点が90点以上の場合は90とする 2 は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ・他機関の実績の場合:0.8 3 は以下のとおりとする ・同種工事の実績の引渡しが平成22年4月1日以降:1.0 ・同種工事の実績の引渡しが平成17年10月1日以降:0.8 4 は以下のとおりとする ・経験時の役職が現場代理人、主任(監理)技術者である場合:1.0 ・経験時の役職が担当技術者である場合:0.5 | 8~0点 |
| | | | 以下の場合は加点しない イ)平成17年9月30日以前に引渡しが完了した工事である場合 ロ)工事成績評定点の添付がない場合 | 0点 |
| 施工の円滑性 | 5) 地域精通度・当社への貢献度等 | 平成17年10月1日以降のNEXCO 東日本における災害応急復旧工事の施工実績に応じた評価 (様式3) | 災害応急復旧工事の実績がある | 1点 |
| | | | 以下の場合は加点しない イ)災害協力実績がない ロ)災害協力実績が平成17年9月30日以前に引渡しが完了した実績である | 0点 |
| 合計 | | | | 20点 |

北海道支社優良事業所表彰委員会は、北海道支社安全協議会の優良事業所を表彰するために設置された委員会である。

(2)施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

| 評価項目 | 配点 |
|------------|-----|
| 品質確保の実効性 | 5点 |
| 施工体制確保の確実性 | 5点 |
| 合計 | 10点 |

4-3. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表等や追加で求める資料(施工体制確認資料)に基づき施工体制確認のためのヒアリング(施工体制確認ヒアリング)を実施する。

4-4. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について(要領)」(平成25年5月21日。以下「低入調査要領」という。)1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記6-2. の開札の後、平成26年4月23日(水)午後4時00分までに申請書に記載された入札者の担当者宛て電子メール等により行う。

4-5. 施工体制確認資料の作成

記4-4により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入調査要領2-3-2.(1)1)に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

| 様式番号 | 資料名称 |
|---------|--|
| 様式 1 | 施工体制確認資料の提出について (留意事項) 「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書き換えて作成すること 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除する 「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は以下の内容に書き換えて作成すること |
| 様式 3-1 | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書 |
| 様式 3-2 | 現場管理費の内訳書 |
| 様式 4 | コスト縮減額調書 |
| 様式 5 | 下請予定業者一覧表 |
| 様式 6 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式 9-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式 10-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式 11-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式 11-2 | 工種別労務者配置計画 |
| 様式 12-1 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式 12-2 | 建設副産物の搬出に関する運搬計画書 |
| 様式 13 | 資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式 14-1 | 品質確保体制(品質管理のための人員体制) |
| 様式 14-2 | 品質確保体制(品質管理計画書) |
| 様式 14-3 | 品質確保体制(出来形管理計画書) |
| 様式 15-1 | 安全衛生管理体制(安全衛生教育等) |
| 様式 15-2 | 安全衛生管理体制(点検計画) |
| 様式 17 | 施工体制台帳 |

4-6．施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を次のとおり提出するものとする。

資料の提出期限 平成 26 年 4 月 28 日(月) 午後 4 時 00 分まで

資料の提出場所 記 1-3「契約担当部署」

資料の提出方法 郵送、持参または電子メール

その他

なお、郵送の場合は書留郵便で提出期限の日までに必着のこと。

持参、電子メールの場合は、上記 に示す提出期限までに必着のこと。

施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。

また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-8 . (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

4-7．施工体制確認ヒアリング

(1)契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2)ヒアリング日時及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。ヒアリングへの出席者は、技術資料(様式 2、2))に記載した配置予定技術者を必ず含めることとし、資料の説明が可能な者を合わせ最大 4 名とする。

なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-8 . (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

4-8．施工体制確認の評価（施工体制評価）

(1)契約責任者は、施工体制確認ヒアリングに基づき次に示す基準で施工体制評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------|--|----|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5点 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合 | 2点 |
| | 資料の全部または一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など | 不適 |
| 施工体制確保の確実性 | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5点 |
| | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合 | 2点 |
| | 資料の全部または一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など | 不適 |

施工体制評価の配点は、10点（5点+5点）、4点（2点+2点）、「不適」の3段階で評価する。

上記評価項目のいずれかに「不適」の評価がある場合、当該者が行った入札は無効とする。

(2)施工体制評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

（算出式）

$$\text{技術評価点} = \text{施工計画立案能力に関する技術評価の配点} \times (\text{施工体制評価の配点の合計} / 10 \text{点}) + \text{施工計画立案能力以外に関する技術評価の配点} + \text{施工体制評価の配点の合計}$$

第5 入札前価格交渉方式

5-1．入札前価格交渉方式の概要

本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係わらず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

5-2．当初見積書の提出

入札者は、次に示すとおり「当初見積書」の提出を行わなければならない。

| | |
|------|---|
| 提出期限 | 競争参加資格確認結果通知の日から平成 26 年 3 月 25 日(火) 午後 4 時 00 分まで |
| 提出場所 | 記 1-3「契約担当部署」 |
| 提出方法 | 書留郵便（提出期限までに必着のこと） |
| 提出書類 | 見積書（様式 5-1、5-2）正 1 部、副 2 部 |

5-3．見積書の内容に関する交渉

(1)当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかる交渉（ヒアリング）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2)入札前価格交渉は、平成 26 年 3 月 26 日(水)から平成 26 年 4 月 4 日(金)までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。

(3)入札者の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材または機器の性能・機能及び見積書（様式 5-1、5-2）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、最大3名までの参加を可能とする。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。

(4)交渉の回数は、すべての入札者と1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回程度とする。

(5)交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

5-4. 最終見積書の提出

入札者は、上記(5)において合意された事項を反映させた「最終見積書」(様式 5-1、5-2)を提出しなければならない。なお、最終見積書は、当初見積書から変更が生じない場合も提出しなければならない。

最終見積書の提出方法は、記 5-2 に基づくものとし、提出期限は以下に示すとおりとする。

最終見積書提出期限 平成 26 年 4 月 10 日(木) 午後 4 時 00 分

5-5. その他

(1)入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終見積書を超えた入札である場合は、当該入札者が行った入札は無効とし、競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

(2)入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。

(3)当初見積書または最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、当該工事の競争参加資格を取り消す場合がある。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 「入札書」 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| 「単価表等」 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式 6 のとおり |
| 「総合評定値通知書(経審)の写し」 | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

| | |
|----------|---------------------------------|
| 入札書の提出期限 | 平成 26 年 4 月 21 日(月) 午後 4 時 00 分 |
| 入札書の提出場所 | 記 1-3 「契約担当部署」 |
| 入札書の提出方法 | 電子入札システム |

入札書提出時の添付書類（単価表等及び総合評定値通知書（写し））の総容量が 2MB を超えた場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 開札執行日時 | 平成 26 年 4 月 22 日(火) 午後 1 時 30 分 |
| 開札執行場所 | 記 1-3 「契約担当部署」 |

6-3. 落札予定者の決定

(1)契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2)加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値(100点) = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点(配点30点)... 次に示す算式により算定する。

価格評価点 = 式A × 0.5 + 式B × 0.5

(式A)

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ)入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。

ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。

ハ)小数第4位を切捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ)入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。

ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。

ハ)小数第4位を切捨てとする。

技術評価点(配点30点)... 記4-2.(1)、記4-8.(1)及び(2)に示す評価基準により算定する。

《注意事項》

イ)小数第4位を切捨てとする。

(3)入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

(1)本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

(2)低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1)本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成26年2月5日(水)から平成26年4月11日(金)まで

受付場所 記1-3「契約担当部署」

受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2)上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を含まない。）

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3)競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

(1)前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2)部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる

7-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

| | |
|----------|-----|
| 平成 26 年度 | 40% |
| 平成 27 年度 | 60% |

7-6. 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認またはその他手続きに不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術資料の取扱い

(1)評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとした場合は、本件工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

施工計画立案能力

品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用

配置予定技術者の同種工事の工事成績

7-10．契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1)記 3-1.(7) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されること。
- (2)記 3-1.(7) の 3)「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。」

7-11．競争参加資格に関する留意事項

本工事の請負人、本工事の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本もしくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。

「資本もしくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

| 提出書類の様式 | | 提出の要否 | 提出期限日 |
|----------------|-----------------------|--------|--|
| 様式1 | 競争参加資格確認申請書 | 必要(注1) | 申請書の提出期限 平成26年3月6日(木) |
| 様式2 | 競争参加資格確認資料 | 必要(注1) | |
| 様式3 | 技術評価資料 | 必要(注1) | |
| 様式4 | 施工計画立案能力 | 必要(注1) | |
| 指示書様式 3-1 | 暴力団排除に関する誓約書 | 必要(注2) | |
| 指示書様式 3-2 | 暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧 | 必要(注2) | |
| 入札前価格交渉 | | | |
| 様式5-1 | 見積書の提出 | 必要 | 見積書の提出期限 当初：平成26年3月25日(火) 最終：平成26年4月10日(木) |
| 様式5-2 | 見積書 | 必要 | |
| その他の様式 | | | |
| 様式6 | 単価表等の提出について | 必要 | 入札公告を参照のこと |
| 様式7 | 単価協議後の単価表の提出について | (注3) | |
| 様式8 | 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書 | (注4) | |
| 様式9 | 再苦情申立書 | (注4) | |

注1 様式1～4は、「技術資料作成説明書」に添付の様式を使用し作成する。

注2 記載様式は、入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること。

注3 入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注4 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書の提出」としてください】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

郵便番号

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

印

平成 26 年 2 月 5 日付けで入札公告のありました札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1 . 見積書

2 . 添付書類

様式 5-2

() ~ () には、金抜設計書に示す交渉対象項目(No.1~No.12)の内容を1枚ずつ記載のこと

見 積 書 (直接工事費)

| 番号 | 項目番号 | 名称 | 単位 | 数量 | 単価(円) | 金額(円) |
|-----|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| () | () | () | () | () | | |

内 訳

【()() 当り】

| 区分 | | 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 摘要 |
|-------------|------|----|----|----|----|-------|-------|----|
| 材料費 | 主材料 | | | | | | | |
| | 消耗材料 | | | | | | | |
| 労務費 | | | | | | | | |
| 機械器具 経費 | 機械損料 | | | | | | | |
| | 機械賃料 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 割掛費 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |
| 1 () 当りの金額 | | | | | | | | |

記載上の注意事項

- 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - 過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、 b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - 取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - 適用した物価資料等の写し

単価表等の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

郵便番号

住所

会社名

代表者

印

工事名) 札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事

提出書類

・単価表等

《単価表等の提出に係る留意事項》

本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表等の提出を求める。
提出された単価表等を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていない
と判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表等のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を
参照のこと）。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 郵便番号
住 所
会 社 名
代 表 者

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事

入札者に対する指示書[13]または[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

様式 8

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 郵便番号
住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公告日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 小島 治雄 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒 県 市 町

T E L

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 札幌自動車道 発寒高架橋遮音壁補修工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項